

東京都教育ビジョン

(第3次・一部改定)

平成25年4月

(平成28年4月 一部改定)

東京都教育委員会

一部改定に当たって

東京都教育委員会は、平成 25 年 4 月に、これまでの教育改革の成果と課題、これからの 10 年間に予想される社会の変化等を踏まえ、東京都における教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」を策定し、同ビジョンで掲げた基本理念の実現に向けて、様々な方々の協力を得ながら、東京の教育行政を推進してまいりました。

その後、平成 27 年 4 月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長が、教育委員会と相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置・招集し、地域における教育等の根本的な方針となる「大綱」を策定することとなりました。

「東京都長期ビジョン」で掲げる「世界一の都市・東京」を実現し、20 年、30 年先の東京を夢や希望をもてる明るい都市にしていくには、それを支え、牽引する人材が必要であり、それが正に、今の小・中学生や高校生の世代に期待したいことです。こうした意味でも、子供たちへの教育が東京の未来を創るといっても過言ではありません。

そこで、東京都では、知事が招集する総合教育会議における協議を経て、「東京都長期ビジョン」で掲げる 10 年後の東京で活躍する子供たち、さらには、その先の 2040 年代を見据えてこれからの時代を担う子供たちを育成するため、平成 29 年度までに取り組むべき方針として「東京都教育施策大綱」を策定しました。

東京都教育委員会では、この大綱の策定を受け、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」の一部改定に取り組み、今後の東京、そして日本の発展を担う人材を育成していくべく、新たな時代を生きる子供たちに必要な教育施策の展開を図っていくこととしました。

今後、東京都教育委員会は、一部改定後の「東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）」に基づき、国、区市町村教育委員会、学校及び保護者や地域を中心とする全ての都民の協力を得ながら、東京の教育の充実を図っていきます。都民の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

平成 28 年 4 月

東京都教育委員会

目 次

第 1 章	基本的な考え方	1
1	東京都教育ビジョン（第 3 次）の策定及び一部改定の経緯	2
2	社会の変化と教育が果たす役割	6
	（1）今後、予想される社会の変化	6
	（2）教育が果たす役割	7
3	東京都が目指すこれからの教育	9
	（1）第 3 次・一部改定の基本理念	9
	（2）基本理念を実現するための五つの視点	10
	（3）第 3 次・一部改定の体系	11
	（4）第 3 次・一部改定の計画期間	11
第 2 章	取組の方向と主要施策	15
	取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	16
	主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	17
	主要施策 2 理数教育の推進	19
	取組の方向 2 世界で活躍できる人材の育成	20
	主要施策 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	21
	主要施策 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	22
	主要施策 5 日本人としての自覚と誇りの涵養	23
	取組の方向 3 社会的自立を促す教育の推進	24
	主要施策 6 人権教育の推進	25
	主要施策 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	26
	主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進	27
	主要施策 9 不登校・中途退学対策	29
	主要施策10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	30
	取組の方向 4 子供たちの健全な心を育む取組	31
	主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	32
	主要施策12 SNS 等の適正な使い方の啓発強化	34
	取組の方向 5 体を鍛え健康に生活する力を培う	35
	主要施策13 体力向上を図る取組の推進	36
	主要施策14 健康づくりの推進	37
	取組の方向 6 オリンピック・パラリンピック教育の推進	38
	主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進	39
	取組の方向 7 教員の資質・能力を高める	41
	主要施策16 優秀な教員志望者の養成と確保	42
	主要施策17 現職教員の資質・能力の向上	43
	主要施策18 優秀な管理職等の確保と育成	45

取組の方向 8	質の高い教育環境を整える	46
主要施策19	都立高校改革の推進	47
主要施策20	特別支援教育の推進	48
主要施策21	学校運営力の向上	49
主要施策22	学校の教育環境整備	50
取組の方向 9	家庭の教育力向上を図る	51
主要施策23	家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	52
主要施策24	学校と家庭が一体となった教育活動の充実	53
取組の方向 10	地域・社会の教育力向上を図る	54
主要施策25	地域等の外部人材を活用した教育の推進	55
主要施策26	学校と地域社会が連携した教育活動の充実	56

第3章 参考資料 57

「東京都教育ビジョン（第3次）一部改定（案）骨子に対するパブリックコメントの結果について」

第 1 章

基本的な考え方

1 東京都教育ビジョン（第3次）の策定及び一部改定の経緯

- 東京都教育委員会は、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」（※1）を、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」（※2）を策定し、着実に教育改革を推進してきた。
- その後、東京都は、平成23年12月、新たな長期ビジョンとして平成32（2020）年の東京が目指す姿と日本を牽引していく都政運営の道筋等を示した「2020年の東京」を策定した。
- 一方、国においては、平成18年に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示され、この改正を踏まえ、平成20年3月、平成21年3月には、「生きる力」を育むことを基本的な考え方として、学習指導要領の改訂が行われた。
- こうした中、東京都教育委員会は、平成25年4月に、東京都の教育振興基本計画として、平成29年度までの5年間を中心に、今後取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す「東京都教育ビジョン（第3次）」（以下「第3次ビジョン」という。）を策定した。
- 第3次ビジョン策定後、平成25年9月に2020年オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を東京で開催されることが決定した。東京都は、平成26年12月に東京2020大会成功に向けた取組や大会後の東京の将来を見据えたグランドデザインを描いた「東京都長期ビジョン」を策定し、「世界一の都市・東京」の創造を目指した都政の大方針を明らかにした。
- また、国において、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、従前の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、「総合教育会議」の設置や教育に関する「大綱」を首長が策定すること等を内容とする、教育委員会制度の改正が行われた。さらに、新しい時代にふさわしい教育の在り方についても議論が進められており、教育課程における生きる力の育成の一層の具体化・浸透を図る学習指導要領改訂の検討や、大学入試改革・高大接続改革の実現に向けた具体的方策の検討等も進められている。
- 東京都では、こうした状況の中で、総合教育会議における協議を経て、知事が平成27年11月に「東京都教育施策大綱」を策定した。これは、「東京都長期ビジョン」で掲げる10年後の東京で活躍する子供たち、さらには、その先の2040年代を支える子供たちを育成するため、特に重要で優先的に取り組むべき七つの重点事項について、平成29年度までの3年間で取り組むべき根本方針を示したものである。具体的には、「Ⅰ 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」、「Ⅱ 社会的自立を促す教育の推進」、「Ⅲ 世界で活躍できる人材の育成」、「Ⅳ オリンピック・パラリンピック教育の推進」、「Ⅴ 不登校・中途退学対策」、「Ⅵ 子供たちの健全な心を育む取組」、「Ⅶ 特別支援教育の推進」を掲げ、それらに係る今後の取組を提示している。

（※1）「東京都教育ビジョン」では、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の年齢段階別に、東京都における今後の取組を12の方向とそれに基づく33の提言としてまとめている。

（※2）「東京都教育ビジョン（第2次）」では、東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」ことと「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことを挙げ、取組の方向と主要施策をまとめた。

- 「東京都教育施策大綱」の策定を受け、東京都教育委員会は、第3次ビジョンの一部改定に取り組むこととした。一部改定後の第3次ビジョン（以下「第3次・一部改定」という。）は、「東京都教育施策大綱」、東京2020大会の開催、学習指導要領改訂に向けた国の教育改革の動向等を踏まえ、平成30年度までの3年間を中心に、今後、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示すものである。

- 主な改定の内容は、次のとおりである。
 - なお、第3次ビジョンで掲げた基本理念や、基本理念を実現するための五つの視点は、第3次ビジョンを策定した平成25年4月以後も変わらない理念や視点であると考え、変更しないこととした。

- (1) 「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」の六つの柱に、「オリンピック・パラリンピック教育」を柱の一つに加え、七つの柱の構成とした。

- (2) 「取組の方向」「主要施策」等を、「東京都教育施策大綱」の七つの重点事項を基本として再構成し、「施策の内容」等の整理を行った。

- (3) 計画期間を、次期「東京都教育施策大綱」の策定期間が平成30年度であることから、平成28年度から30年度までとした。

東京都教育ビジョン（第3次）の体系（旧）

柱	取組の方向	主要施策
知	1 学びの基礎を徹底する	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
	2 個々の能力を最大限に伸ばす	2 思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進
		3 国際社会で活躍する日本人の育成
徳	3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める	4 人権教育の推進
		5 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
	4 社会の変化に対応できる力を高める	6 社会の変化に自律的に対応できる力の育成
		7 社会的・職業的自立を図る教育の推進
体	5 体を鍛える	8 体力向上を図る取組の推進
		9 競技力向上を図る取組の推進
	6 健康・安全に生活する力を培う	10 健康づくりの推進
		11 安全教育の推進
学校	7 教員の資質・能力を高める	12 優秀な教員志望者の養成と確保
		13 現職教員の資質・能力の向上
		14 優秀な管理職等の確保と育成
	8 質の高い教育環境を整える	15 都立高校改革推進計画の着実な推進
		16 東京都特別支援教育推進計画の着実な推進
		17 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
		18 学校の組織力の向上
19 学校の教育環境整備		
家庭	9 家庭の教育力向上を図る	20 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実
		21 仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進
地域・社会	10 地域・社会の教育力向上を図る	22 地域等の外部人材を活用した教育の推進
		23 地域における多様な活動の充実

東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）の体系（新）

※（重点○）は、「東京都教育施策大綱」に示した七つの重点事項（重点Ⅰ～Ⅶ）

柱	取組の方向	主要施策
知	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実（重点Ⅰ）	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
		2 理数教育の推進
	2 世界で活躍できる人材の育成（重点Ⅲ）	3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進
		4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進
		5 日本人としての自覚と誇りの涵養
徳	3 社会的自立を促す教育の推進（重点Ⅱ）	6 人権教育の推進
		7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
		8 社会的・職業的自立を図る教育の推進
		9 不登校・中途退学対策（重点Ⅴ）
	4 子供たちの健全な心を育む取組（重点Ⅵ）	10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
		11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化
		12 SNS等の適正な使い方の啓発強化
体	5 体を鍛え、健康に生活する力を培う	13 体力向上を図る取組の推進
		14 健康づくりの推進
オリンピック・パラリンピック教育	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進（重点Ⅳ）	15 オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校	7 教員の資質・能力を高める	16 優秀な教員志望者の養成と確保
		17 現職教員の資質・能力の向上
		18 優秀な管理職等の確保と育成
	8 質の高い教育環境を整える	19 都立高校改革の推進
		20 特別支援教育の推進（重点Ⅶ）
		21 学校運営力の向上
22 学校の教育環境整備		
家庭	9 家庭の教育力向上を図る	23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実
		24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実
地域・社会	10 地域・社会の教育力向上を図る	25 地域等の外部人材を活用した教育の推進
		26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

2 社会の変化と教育が果たす役割

(1) 今後、予想される社会の変化

- 東京都の人口は、今後も当分の間増加を続けるが、徐々に増加幅は狭まっていくと予想される。平成32年頃には、1,336万人程度に達するが、これをピークに減少に転ずると推測されており、東京も人口減少社会へと突入する。

我が国は、世界に類を見ないスピードで超高齢社会へ突入している。東京都の年少人口（0～14歳人口）は、既に老年人口を下回っており、平成37年には、東京に住む4人に1人が高齢者となると見込まれている。さらに、東京都の生産年齢人口（15～64歳人口）も、既に減少に転じており、当分の間は800万人を超える水準を維持する見込みであるものの長期的に減少していく見通しである。
- 東京都の教育人口等推計では、公立小学校児童数は、全都で平成25年度まで減少し、約55万4千人となるが、その後増加に転じ、平成31年度には、約57万1千人となる見込みである。また、公立中学校生徒数は、全都では平成25年度まで増加を続け、約23万6千人となるが、その後、減少に転じ、平成31年度には約22万7千人となる見込みである。
- 我が国の企業を取り巻く環境においては、経済のグローバル化やサービス産業化、情報通信技術（ICT）の進展といった経済・産業構造の変化が進んでいる。

近年、中国に代表される新興国が台頭すると同時に、新興国及び途上国を巻き込んだ自由貿易協定の拡大や、世界的な知識経済化が進み、各国間の競争と連携が活発化している。また、多くの先進国では潜在成長率が時の経過とともに低下しており、その反転上昇のためにはイノベーションを通じた生産性の向上が鍵と考えられる。
- グローバル化の進展等により企業間競争は一層厳しくなり、企業はコスト縮減の努力を行っている。このため、終身雇用ではなく、不安定な就労形態を余儀なくされている若年者は依然として多く、フリーターの数も増加している。我が国の将来を担う若者の資質・能力の向上を図るとともに、その意欲や能力を十分に発揮でき、安心・納得して働ける環境づくりが引き続き求められる。
- ICTはより一層社会に深く浸透し、国民生活や企業活動を支える社会的基盤となり、誰もがいつでも簡単にICTを活用できるようになり、世代や地域を越え、人と人とを結び付け、また、個人の身近な不安や問題を解決するなど、実社会にますますなくてはならないものとなる。しかし一方で、技術の進展に伴い、有害情報の氾濫、個人情報漏えい、ネット上の悪徳商法、ネット依存症等といったICTの「影」の部分への対応がより一層求められる。

- 世界的な環境危機が一層深刻化し、持続可能な社会システムの構築が急務となっている。環境問題の解決には、単に制度を整えるのみならず、一人一人が環境についての問題意識をもち、自らのライフスタイルを見直すなど、積極的に行動することが不可欠である。このため、持続可能な社会システムの構築においても、人材育成が大きな鍵となる。
- 平成23年3月11日の東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらした。東日本大震災の経験により、「自助」「共助」「公助」の重要性が再認識され、それを実践する意識と力を、全ての人が身に付けることが求められている。

(2) 教育が果たす役割

- 我が国では、明治期における近代学校教育制度の成立以来、国民の教育水準の向上に国を挙げて取り組み、国家の近代化を大きく加速させてきた。戦後においても、国民の知的水準の高さが、高度経済成長の大きな原動力となり、今日の豊かな社会の実現につながった。こうした歴史が示すように、教育は、いつの時代においても国家・社会の発展の礎となるものである。先に述べた今後10年間の社会の変化を見据えたとき、これからの時代を切り拓き、次代を担う力を持った子供たちを育成することは、資源に恵まれない我が国にとって、何よりも重要なことである。
- 教育基本法第1条では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定している。教育により、個人の能力を伸ばし、自立した人間を育てるとともに、国家や社会の形成者たる国民を育成しなければならない。このことはいかに時代が変化しても変わらないものである。国家の発展に努めるとともに、世界の平和と人類の幸福に貢献しようとする人間を育成していくことは、教育の重要な使命である。また、先人たちの努力と英知によって築かれ、継承されてきた我が国の伝統や文化に対する理解を深め、それらを育んできた国や郷土を愛する態度を養い、後の世代に受け継ぎ、より豊かなものへと発展させていくことも教育の重要な使命である。
- また、教育基本法第2条には、教育の目標として次の五項目が規定されている。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

- 東京都教育委員会は、時代の変化に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要であるとの認識に立ち、教育目標において下記のように目指す人間像を示している。この教育目標は、教育が普遍的な使命を果たすとともに、新しい時代の大きな変化の潮流を踏まえた人間形成を行うことを理念としている。
- 東京都教育委員会は、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指し、次代を担う子供たちの教育に取り組んでいく。

【東京都教育委員会の教育目標】

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

平成13年1月11日東京都教育委員会決定

3 東京都が目指すこれからの教育

(1) 第3次・一部改定の基本理念

＜基本理念＞

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

- 平成18年に改正された教育基本法は、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を基本理念としている。この基本理念を踏まえて改訂された現行学習指導要領は、平成25年度から全校種において実施となっている。
- また、東京都教育委員会は、子供たちの知性、感性、道徳心や体力を育み、思いやりと規範意識のある人間、社会に貢献しようとする人間、自ら学び考え行動する人間を育成することを目指し、その実現のために、全ての都民が教育に参加することを教育目標に掲げている。
- 平成23年に東京都が策定した長期ビジョンである「2020年の東京」は、東京の教育政策の基本的方向性として、「子供の知・徳・体をバランスよく育み、家庭・学校・地域・社会が連携して支えることで、子供が自立する力を培う」ことを掲げている。
- また、平成26年に東京都が策定した都政の大方針を明らかにした「東京都長期ビジョン」は、10年後の東京では、「若者は国際感覚にあふれている」、「学力や体力向上に向けた取組や道徳教育、キャリア教育の充実により、若者の成長の基礎となる力が育まれている」、「高い道徳性と社会性を備え、自らの力で未来を切り拓くことができる若者が東京を支える人材として活躍し始めている」と、東京の子供たちが成長した姿を描いている。
- 全ての子供たちが、社会の中で自立して生きていくためには、確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を身に付けていることが必要になる。また、グローバル化の進展など、変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が求められる。さらに、社会の一員として我が国や社会を発展させていくためには、公共の精神をもち、社会に主体的に参画し、よりよい国づくり、社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが求められる。
- これらを踏まえ、学校、家庭、地域・社会が全体で、子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培うことを、第3次・一部改定の基本理念とする。

(2) 基本理念を実現するための五つの視点

- 基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

＜基本理念を実現するための五つの視点＞

- ① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。
- ② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。
- ③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。
- ④ 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。
- ⑤ 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

全ての子供たち一人一人が掛け替えのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分の良さを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力を更に伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらの資質や能力などは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

④ 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚をもち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚をもち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や

他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

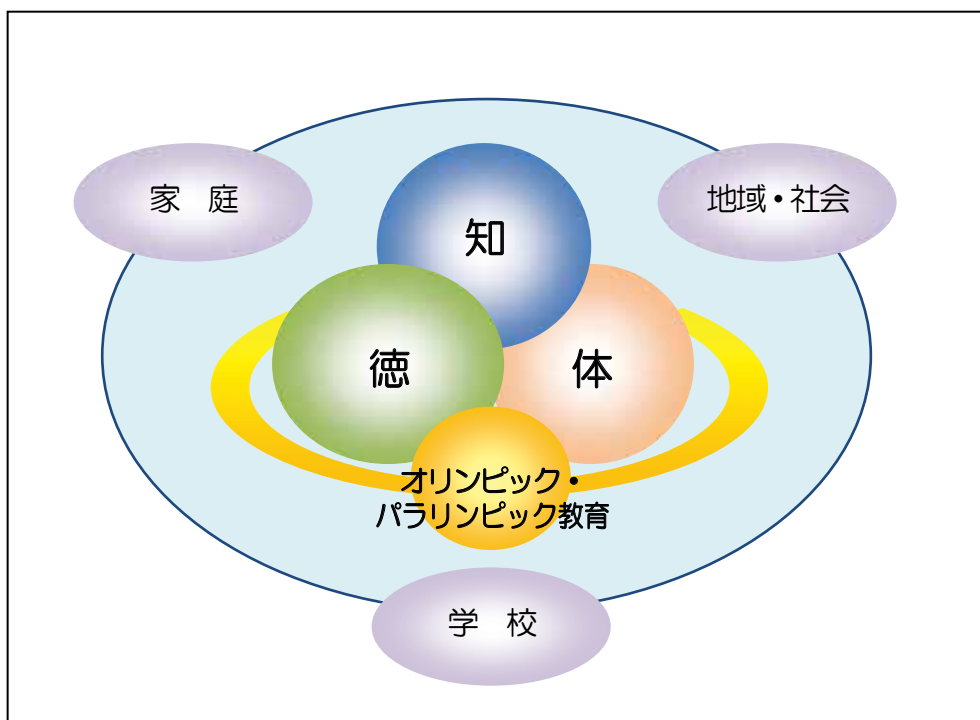
⑤ 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

学校において、上記①から④までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

(3) 第3次・一部改定の体系

- 第3次・一部改定では、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、別表のように「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

第3次・一部改定の概念図

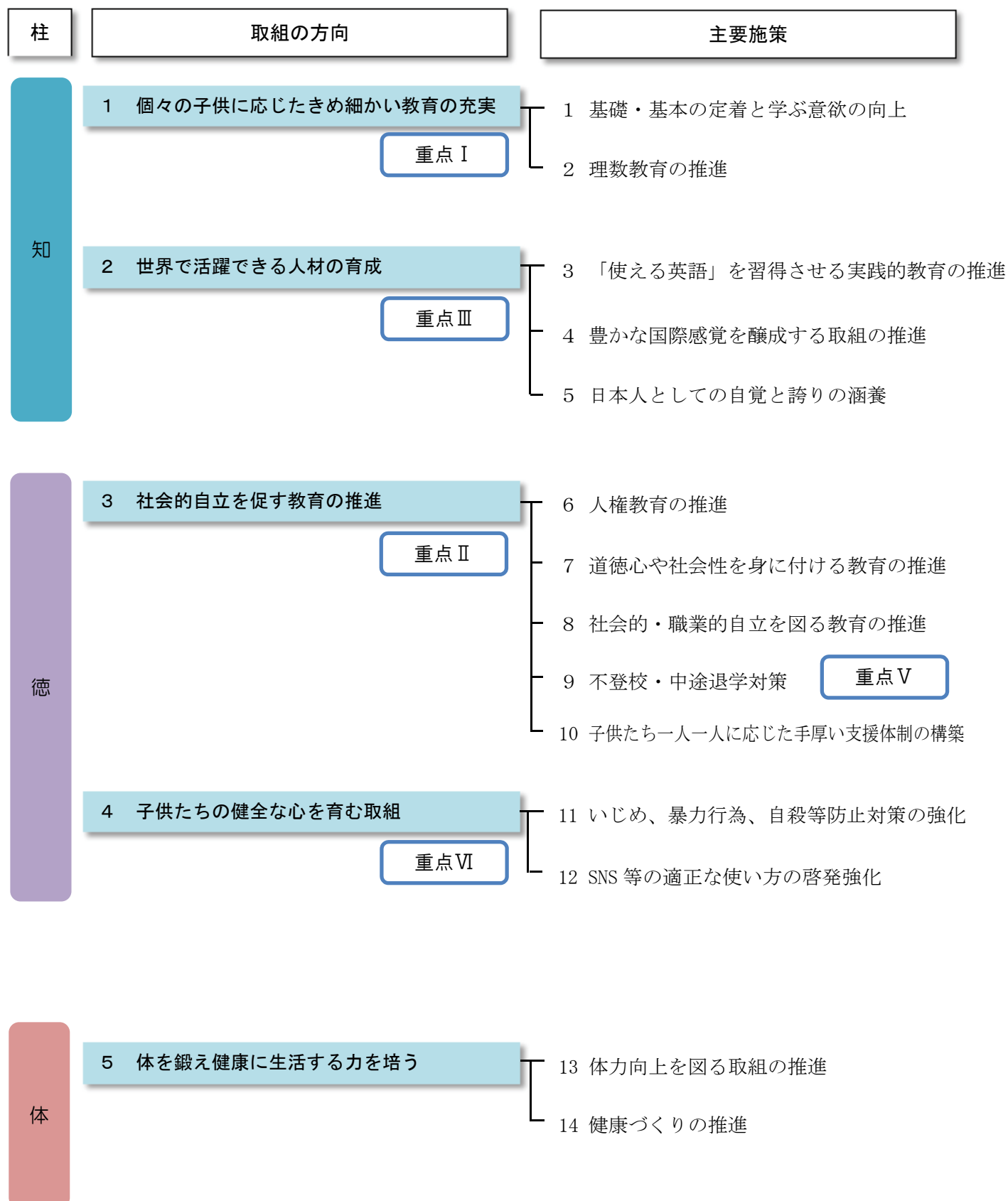


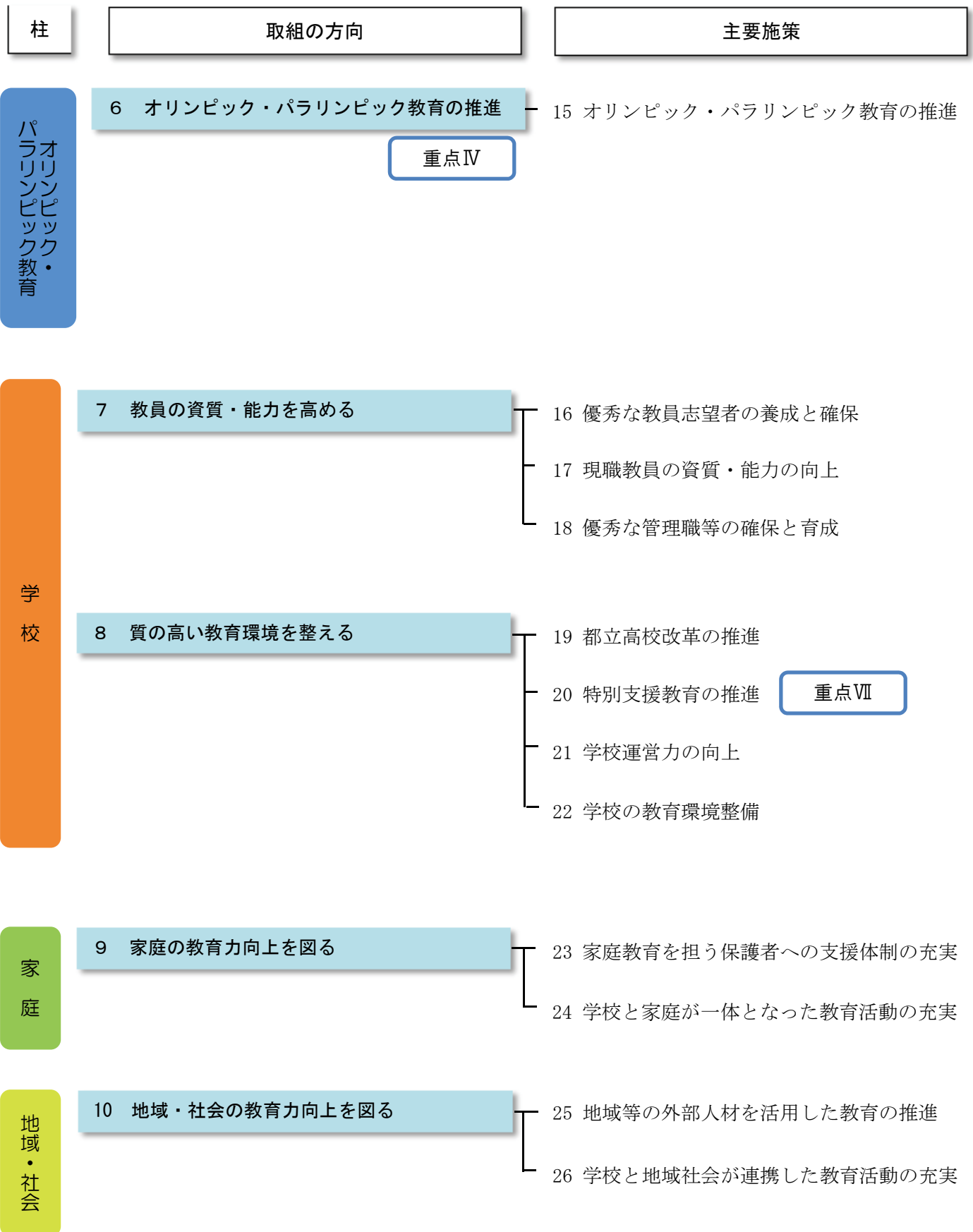
(4) 第3次・一部改定の計画期間

- 平成28年度から30年度までとする。

東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系

※ **重点〇** は、「東京都教育施策大綱」に示した七つの重点事項（重点Ⅰ～Ⅶ）





第2章

取組の方向と主要施策

取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

現状と課題

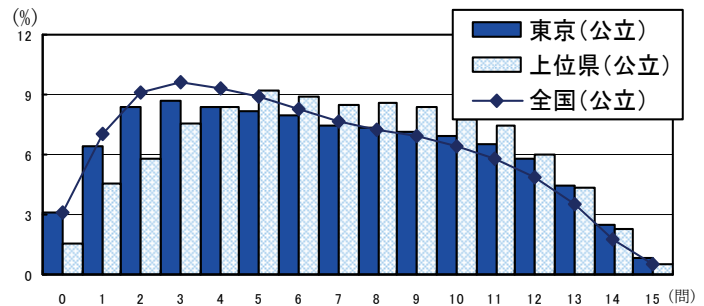
東京都教育委員会が実施した「児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの結果からみると、小・中学生とも基礎的・基本的な知識等についてはおおむね定着しているといえる。しかし、思考力、判断力や表現力に課題が見られるほか、学力上位県と比較して下位層の割合が多いなど、児童・生徒一人一人の習熟度には依然として差がある。また、家庭で計画を立てて勉強をしている、あるいは授業の復習をしている児童・生徒の割合が上位県よりも低く、家庭における学習への取組の差が大きい状況である。

全ての子供たちに基礎・基本を確実に習得させるためには、学校における授業の工夫・改善に加えて、放課後や家庭など授業以外の場における学習支援の充実も重要である。子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されないようにするためには、基礎学力の習得が不可欠である。このことは、いわゆる「貧困の連鎖」を防止する上で特に重要であるとともに、学力のみにとどまらない教育政策上の大きな課題でもある。

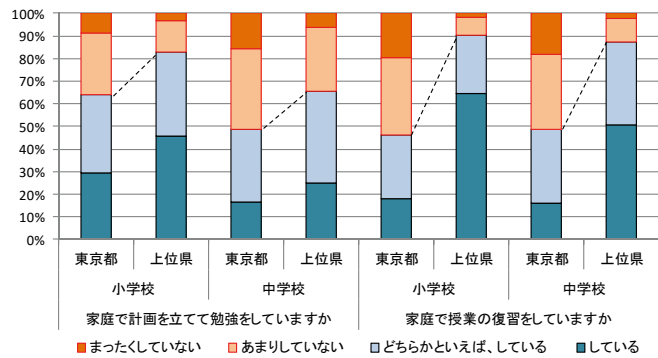
また、これからの時代を生き抜いていくためには、知識の習得にとどまらず、知識を活用して論理的に考え、課題の発見や解決につなげることが求められており、思考力、判断力、表現力を育成していくことが必要である。

さらに、平成23年に国際教育到達度評価学会（IEA）が実施した「国際数学・理科教育動向調査」における、中学校第2学年を対象にした数学・理科に対する意識調査では、数学や理科の勉強が「好きだ」と回答した我が国の生徒の割合は、国際平均と比べて低い結果となっている。また、「将来自分が望む仕事に就くために、数学や理科でよい成績をとる必要がある」「数学や理科を使うことが含まれる職業に就きたい」と考える我が国の生徒の割合も、国際平均を下回っている。理科や数学に対する子供たちの興味・関心を高め、学習意欲へとつなげ、科学技術立国日本を支える人材を育成していくことが必要である。

全国学力調査における正答数の分布（中学校・数学B）



家庭学習の状況



「全国学力・学習状況調査」平成27年（文部科学省）

数学に対する意識（中学校2年生）

平成23年	数学の勉強が好きだ	将来自分が望む仕事につくために、数学でよい成績をとる必要がある	数学を使うことが含まれる職業につきたい
日本	39%	62%	18%
国際平均	66%	83%	52%

理科に対する意識（中学校2年生）

平成23年	理科の勉強が好きだ	将来自分が望む仕事につくために、理科でよい成績をとる必要がある	理科を使うことが含まれる職業につきたい
日本	53%	47%	20%
国際平均	76%	70%	56%

「IEA 国際数学・理科教育動向調査」平成24年（文部科学省）

【施策の必要性】

児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるためには、自らの学習上の課題を正確に把握させ、目標を立てさせるとともに、学習習慣を身に付けさせ、主体的に学習できる力を培うことが必要である。そのためには、教員が児童・生徒一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導方法や習熟度別指導に応じた教材を開発していくことが重要である。

また、グローバル化が進展している今、多様な相手と臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする力が求められている。その基盤となるのは、言語に関する能力であり、児童・生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語環境を整え、言語活動を充実する必要がある。

これらに加えて、これからの変化の激しい時代を生き抜く児童・生徒には、知識・技能の習得のみならず、他者と協力・協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む必要もある。

児童・生徒にこうした資質・能力を育成していくためには、教員には、アクティブ・ラーニングの視点を生かして深い学び、対話的な学び、主体的な学びが実現できるよう授業改善に取り組み、質の高い授業を展開していくことが求められている。

さらに、こうした授業は、「カリキュラム・マネジメント」（教科横断的な視点を踏まえて教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立するとともに、教育活動に必要な人的・物的資源等を学校外部からも取り入れるなどして効果的に組み合わせること。）を通して、学校全体の取組として、子供たちの質の高い深い学びを引き出していくことも重要となる。

【施策の内容】

- 小学校第5学年及び中学校第2学年全員を対象とする、都独自の学力調査「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施し、全都的な児童・生徒の学力の定着状況を把握するとともに、調査の分析結果に基づく授業改善のための資料等を引き続き作成する。また、各学校においては、教員が調査の採点を行うことで、児童・生徒一人一人の課題をより正確に把握し、児童・生徒に次の学習に向けた目標を持たせるなど、意欲的に学ぶ授業への改善を図る。
- 学力に課題のある区市町村や学校へ指導主事を派遣し、児童・生徒一人一人の実態に基づく学力向上の取組の充実を図る。
- 各教科の基礎的・基本的な学習内容について、「東京ベーシックドリル」を活用して小学校低学年から繰り返し学習を行い、確実な定着と伸長を図る取組を推進する。
- 確かな学力を育成する取組に向けて策定した「習熟度別指導ガイドライン」に基づき、小学校算数において習熟度別指導を実施するとともに、中学校数学及び英語において効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を一層推進し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- 高校においては、学校の設置目的に応じた学習の到達目標を明示した「学力スタンダード」を各学校で設定し、生徒一人一人の学習内容の定着状況を把握し、目標に到達するまで繰り返し指導を行い、学力の確実な定着を図る。

- 専門高校においては、平成 27 年度から全ての専門高校で取り組んでいる「都立専門高校技能スタンダード」について、これまでの取組の成果を検証し、産業界が求める技術・技能など、生徒の専門性向上に資する改善を図る。
- 次期学習指導要領等で求められている、主体性をもって多様な人々と協働して問題を発見し、解を見いだしていくために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するため、アクティブ・ラーニングの視点を生かした指導内容・方法の研究・開発を進め、その成果として児童・生徒にどのような変容がみられたかを把握し、実践例として蓄積するとともに、更なる改善につなげていくサイクルの構築に積極的に取り組む。
- 教育の質を高めるため、ICT 機器を活用した効果的な指導方法・学習方法等や確かな学力を着実に育成するために有効なデジタル化された教材を開発し、普及させていく。

小・中学校においては、授業中だけでなく放課後等でも活用できるよう、基礎・基本を徹底して反復学習する「東京ベーシックドリル」を電子化し、学習履歴の把握も可能とすることで、児童・生徒の学習の課題に応じた学習指導の充実を図る。

高校・中等教育学校においては、生徒の個々の能力や特性に応じた学習や、家庭における学習習慣の定着を図ることにより、学力の向上を目指す「ICTパイロット校」を指定する。「ICTパイロット校」では、タブレットパソコンを1人1台貸与し、その特長を生かして、個別学習や協働学習を推進するとともに、問題解決に向けた主体的、協働的な学びと学力との関係について検証する。
- 言語活動等を通じ、主体的・協働的な学びを実現するとともに、学習した知識と技術を生かして、家庭生活や地域の実情等と関連付けて課題を設定し、自ら行動し解決を図る問題解決の能力を育成するための研究を行い、その成果を全都に普及・啓発する。また、平成 27 年 2 月に策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき読書活動を推進する。

高校においては、論理的思考力・表現力等の向上を図るため、「高校生書評合戦」及び「言葉の祭典」を実施する。
- 児童・生徒の発達段階に応じて、外部人材を活用した放課後の補習等を充実させ、授業以外の場における学習支援の充実を図る。小学生を中心とした「放課後子供教室」では、基礎学力向上の取組等を含め、学習支援の充実を図る。中学生を中心とした「地域未来塾」では、地域住民等による放課後学習支援活動等を行う。高校においては、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用して学習支援を行う「校内寺子屋」を実施する。

【施策の必要性】

身に付けた知識等を活用し、自ら課題を見付け解決する力や、新たな価値を創造する力は、これからの社会を生きていく子供たちに求められる大切な力である。

グローバル化が進み、日進月歩で技術革新が行われる社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、児童・生徒の理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大するとともに、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図り、科学技術立国日本を支える人材を育成することが必要である。

【施策の内容】

- 理数に興味・関心をもつ児童・生徒の裾野を拡大するため、小・中学校において、区市町村が行う観察実験アシスタントの活用に加え、地域人材、保護者、学生等のボランティアの協力により、理科の授業を充実させる取組を推進する。
- 専門的な指導力等を有する「理科教育推進教員」を小学校に配置し、理科を専門としない教員に的確な助言を行い、小学校教員の理科の指導力向上を図る。
- 小学校児童の理数に対する学ぶ意欲を更に高めるため、自ら決めたテーマについて研究した成果を展示する「小学生科学展」を実施する。また、科学に高い興味・関心をもつ中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」や、理科、数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。
- 都立高校の中から、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義等を通して、理数に秀でた生徒を育成する「理数イノベーション校」や理数に関するテーマについて研究する「理数研究校」を指定し、理数教育の充実を図る。また、都立中高一貫教育校において「理数アカデミー校」を指定し、6年間を見通した系統的な理数教育の充実を図る。
- 進学指導重点校の1校において、医学部等進学希望先を同じくする生徒同士が「チーム」を結成し、お互い切磋琢磨して高め合いながら自らの進路を実現するための3年間一貫した育成プログラムを実施する。

取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

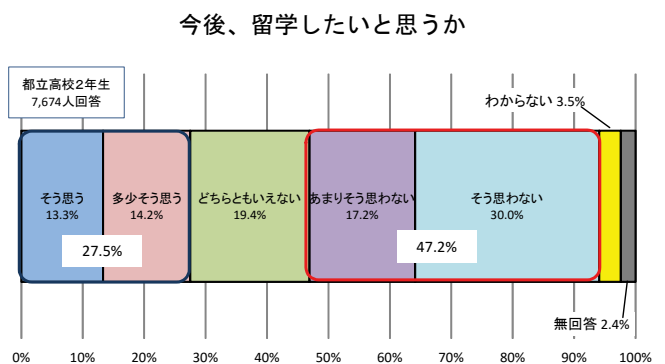
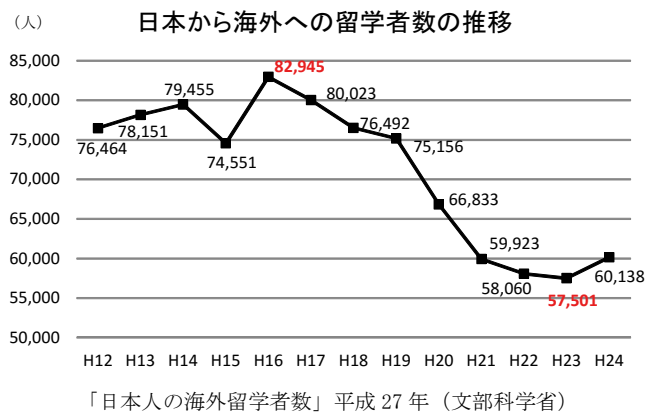
現状と課題

日本から海外への留学者数の推移を見ると、平成16年の82,945人をピークに減少を続け、平成23年には57,501人となり7年間で約30%減少している。都立高校生についても、留学をしたいと思う生徒は27.5%、そう思わない生徒は47.2%であるなど留学を希望しない生徒が多く、留学を希望しない理由は「留学に興味がない」が42.9%、「能力に自信がない」が35.4%となっている。

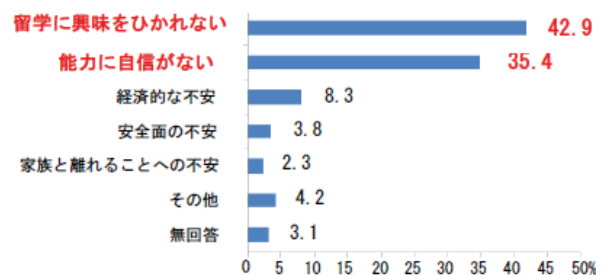
一方、東京には様々な民族・宗教・文化的背景をもった外国人が約45万人暮らしているほか、日本を訪れる外国人の数が増加しており、平成27年には年間で約1,974万人と過去最高を記録している。東京2020大会を控え、今後、東京で暮らす、東京を訪れる外国人の数は一層増加していくことが予想される。

こうした中、国は第2期教育振興基本計画において、中学3年生で英検3級程度以上、高校3年生で英検準2級程度以上取得している生徒の割合を50%以上とする目標を掲げているが、都においては中学3年生で49.3%、高校3年生で36.1%と、目標に達していない。

今後は、外国人とのコミュニケーションの前提となる「使える英語力」の育成はもとより、豊かな国際感覚の醸成や日本人としての自覚と誇りの涵養に取り組み、いわゆる「内向き志向」を打破し、自信をもち、世界に伍して活躍する人材を育てることが必要である。



「留学したくない」と回答した理由（都立高校生）



「都立高校の現状把握に関する調査」平成23年（東京都教育委員会）

【施策の必要性】

グローバル社会でたくましく生き抜くためには、世界で通用する「使える英語力」を身に付け、臆せずに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、相手の意図や考えを的確に理解し、自らの考えや意見を論理的に説明したり、反論・説得したりすることができる能力を育成することが重要である。また、東京 2020 大会に向け、多くの外国人と交流する機会も増えてくることから、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることがより一層必要である。

【施策の内容】

- 児童・生徒一人一人の英語力の向上を図るには、4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培う必要がある。このため、「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成のための取組を推進するなど英語教育の充実を図る。
- 小学校においては、平成 32 年度からの英語教科化に伴う平成 30 年度からの学習指導要領の段階的な先行実施に向け、平成 28 年度から各地区の中心的な役割を担う英語教育推進リーダーを配置・育成し、各地区の小学校教育員の英語指導力の向上を図る。また、外国人指導助手（ALT）の活用促進や教育課程開発を行う推進地域を指定して取り組むほか、小学校教育員の英語免許取得の支援等を行う。こうした取組により、小学校段階からの英語によるコミュニケーション能力の育成を強化する。
- 中学校においては、英語の授業における効果的な少人数・習熟度別指導をより一層推進する。少人数指導の充実により、生徒一人一人の発話量を増やし、実際に英語を使用してコミュニケーションを図る活動を充実させる。また、習熟度別指導を拡充することで「補充的な学習」や「発展的な学習」などの学習活動を取り入れた個に応じた指導を充実させる。
- 高校においては、英語の授業改善を図るため、JETプログラムによる招致や在京外国人の活用など、英語を母国語とする指導者等の活用を図る。また、グローバル人材の育成を推進する先導的学校である「東京グローバル 10」及び「英語教育推進校」において、マンツーマンのオンライン英会話や 4 技能外部検定の活用など、「使える英語力」向上のための実践的な教育を推進する。さらに、「東京グローバル 10」では、グローバルリーダーの更なる育成に向け海外大学進学を支援する取組を推進する。
- 児童・生徒に海外生活や異文化を疑似体験させ、英語の楽しさや必要性を体感させることで学習意欲の向上を図ることを目的として平成 30 年 9 月末までに「英語村(仮称)」を開設する。

【施策の必要性】

グローバル化の進展に伴い、異なる文化との共存や国際協力が求められており、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていこうとする態度・能力を育成することが求められている。

また、いわゆる「内向き志向」を打破するとともに、将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担う次世代のリーダーを輩出するため、都独自の留学支援の取組や関係機関と連携した取組を推進することが必要である。

【施策の内容】

- 日本人としての自覚と誇りを備え、世界に通用する人材を育成するとともに、在京外国人等の教育ニーズにも応えるため、都心部に帰国生徒や外国人生徒を受け入れ国際色豊かな学習環境を整備した新国際高校（仮称）の設置を検討する。
- 都立中高一貫教育校の1校において、日本人としてのアイデンティティの育成や国際交流、英語教育などに重点を置いた特色ある教育の更なる充実を図るとともに、帰国生徒や外国人生徒の受入れなどを行い、国際色豊かな学習環境を実現する。
- 語学力や豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立小中高一貫教育校を設置し、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。
- 都立高校の1校において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムを「国際バカロレアコース」の第2学年で開始することで探究型の学習法による授業の充実を図り、国際バカロレアの資格取得により海外大学進学を進める。また、海外大学進学指導のノウハウ等を蓄積し、海外大学進学希望者への支援を促進する。
- 都独自のプログラムである「次世代リーダー育成道場」を充実させ、高校在学中の留学などを直接支援することにより、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚やチャレンジ精神等を育成する。
- 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」では、異文化理解の深化や課題解決能力向上を図るワークショップ、青年海外協力隊員との交流を通じ、社会貢献意欲と主体的な行動力等を育成する。
- 都立高校において、生徒・教員の海外派遣研修先等と連携し、姉妹校交流を拡大させ、生徒の異文化理解や国際感覚を醸成する。また、交換留学を実施する団体と連携するなど、海外からの留学生の受入れを拡大する。

【施策の必要性】

グローバル化が進む中、国際社会の一員であることを自覚した上で世界各国の人々と交流し、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重しつつ、積極的にコミュニケーションをとれるようにするには、まず、子供たち自身が、日本や東京の良さを十分に理解する必要がある。

そのためには、自らの国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心を育むことが重要である。

【施策の内容】

- 国際社会に生きる日本人として多様な文化を尊重する態度や資質を育むためには、日本人としてのアイデンティティーをもち、広い視野に立って培われる教養や異なる言語を理解する力が必要であり、その基盤となる国語の力を確実に習得させる教育を推進する。
- 都立高校においては、引き続き「日本史」を必修とし、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」を普及するなど、日本の伝統・文化理解教育を推進する。
- 全ての学校において、日本の伝統・文化の理解を深めるために、地域の専門的な知識・技能を有する外部人材等を活用した取組を充実させるとともに、JET青年や地域の外国人等との交流により、日本の良さを進んで発信する態度を育成する。

特に、高校においては、生徒が在学中に少なくとも一度は能や歌舞伎等の日本の伝統芸能を体験する機会を設定し、日本人としての自覚と誇りをもつ生徒を育成する。

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

現状と課題

今の子供たちは社会のルールやマナーを守っていないと考えている大人が多く、児童・生徒に対する調査結果においても、「ルールを守って行動する」に「とても当てはまる」と答えた割合は学年が進行するに従い低下し、中学生、高校生では、約4人に1人にとどまっている。

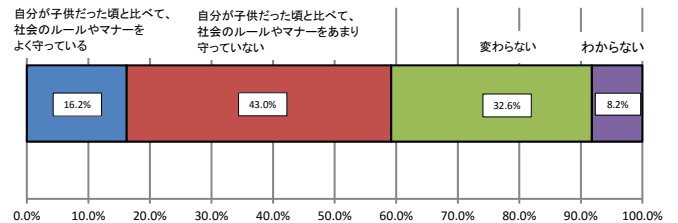
日本人の良き行動規範を子供たちに確実に伝えるとともに、現在の社会状況から必要とされる新たなルールや社会性なども身に付けさせることが必要である。

また、産業構造の変化や科学技術の進展等に伴い、職業人に求められる技術・技能は高度化・多様化しており、これらに対応できる人材の育成が求められている。さらに、共働き世帯の増加や超高齢社会の到来により、保育人材や介護人材など、家庭・福祉分野で活躍する人材の育成が喫緊の課題となっている。

一方、日本、アメリカ、中国、韓国の比較調査では、「自分が政治等に参加することで、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という質問に対して否定的な答えをした生徒の割合は、日本が4か国中最も高く、国や地域の政治や選挙などへ主体的に参画しようとする意欲が低いことが表れている。公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことから、特に高校において主権者としての意識を高めていく必要がある。

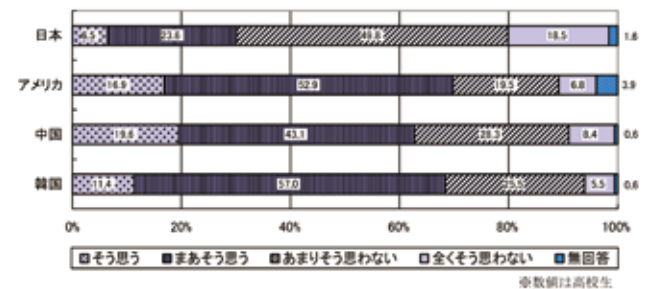
ところで、公立小・中学校の不登校者数は平成25年度から増加に転じており、平成26年度は小学校で2,565人、中学校で7,514人が不登校となっている。さらに、都立高校における中途退学者は減少傾向にあるものの、定時制課程で11.8%、専門高校で2.8%の生徒が中途退学しているなど、依然として看過できない状況にある。不登校・中途退学は、就労など子供たちの将来に大きなマイナスの影響を与えることが多く、社会的自立の観点から大きな課題である。この問題は、教育上の視点だけでなく、社会経済的視点からも重要であり、不登校の子供や中途退学者等を関係機関が連携し社会全体で支援するほか、再チャレンジの教育環境を充実させることが必要である。

あなたが子供だった頃と比べて、現在の子供達は社会のルールやマナーをよく守っていると思いますか。



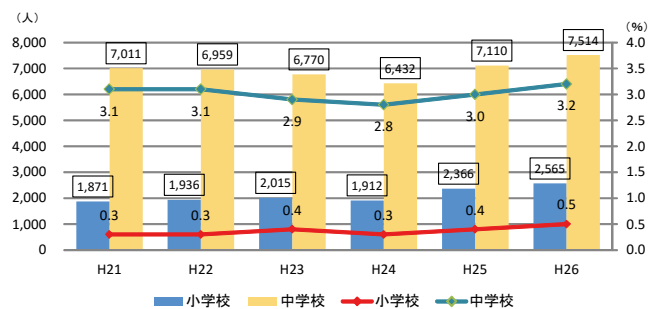
「インターネット都政モニターアンケート」平成26年（東京都）

私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない



「中学生・高校生の生活と意識」平成21年（財団法人 日本青少年研究所）

不登校の児童・生徒数及び出現率（東京都）



「公立学校統計調査報告書」（文部科学省）より作成

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養^{かん}を図ることが不可欠である。

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進することが必要である。

【施策の内容】

- 人権教育の一層の充実を図るため、都内の全公立学校において、区市町村教育委員会と連携し、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校事業及び人権普及啓発事業等を展開する。
- 都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発事業、人権学習の指導研修事業及び人権学習の促進事業を実施する。

【施策の必要性】

我が国には、代々受け継がれてきた、礼節を重んじ、他者を思いやり、互いに助け合って生活する国民性があり、こうした日本人の行動規範は、海外からも高く評価されている。その背景には、学校の道徳教育をはじめ、規範意識や豊かな心などを子供たちに引き継いできたことがある。

今後も、自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての在り方生き方に関する意識を深めるために、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等それぞれの特質に応じた道徳教育の一層の充実が求められている。その際、アクティブ・ラーニング等を活用し、主体性をもって、様々な人々との議論を通じ、協働して解決策を見出していく活動を積極的に取り入れていくことが有効である。

また、家庭や地域・社会との連携を図りながら、子供たちが社会貢献への意識などを育むためには、ボランティア活動を積極的に取り入れるとともに、自然体験活動などの豊かな体験活動を重視し、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感等を高めていくことが重要である。

【施策の内容】

- 小・中学校において、道徳授業地区公開講座の一層の充実を図り、各学校における、家庭、地域・社会と一体となった道徳教育の取組を、区市町村教育委員会と連携して推進する。
- 国が、小学校については平成 30 年度以降、中学校については平成 31 年度以降に、道徳を「特別の教科」に位置付けることに先駆け、全区市町村で道徳教育充実の拠点となる学校を指定し、先行した取組を推進する。
- 高校で実施してきた教科「奉仕」を発展的に統合し、道徳教育とキャリア教育の内容を一体化した新教科「人間と社会」を全ての高校において実施し、現代の社会や人間が直面している様々な課題を素材として、演習や体験活動を通して生徒の道徳性を涵養するとともに、これから生きていく上で必要な考え方や判断力を養う。
- 全ての高校において、社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導を組織的に実施していくため、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、指導の充実に資する指導資料を作成し、全ての教職員による組織的な指導体制を構築し、学校における規律の維持・向上を図る。
- 生命に対する畏敬の念を育み、自然を大切にし、環境の保全に主体的に取り組もうとする態度を養うために、動物の飼育や植物の栽培等の体験的活動を推進する。

【施策の必要性】

産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育の推進が求められている。

小学校においては、発達段階に応じて、人、社会、自然、文化と関わる体験活動を設定し、他者とコミュニケーションをとる能力や態度を身に付けさせ、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲等を養う必要がある。

中学校においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に物事に取り組む態度の育成を図るなど、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進する必要がある。

高校においては、雇用、労働問題、社会保障制度や金融・経済に関する基礎的知識を含め、実社会において社会人、職業人として生活できるための基礎を確実に身に付けさせるとともに、主権者としての役割や責任などをこれまでより早い段階から養っていくことも重要である。

都立専門高校は、普通科高校と比較して、中途退学率が高く、積極的に志望する生徒の割合が少ないなどの課題も明らかになっている。このような背景を踏まえ、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、教育内容等を見直し、魅力ある専門高校づくりを進めていく必要がある。

また、ユネスコにおいて、現在、世界が直面している資源エネルギーや食糧問題等の課題を相互に関連付けるとともに、自らの暮らしや地域の課題と結び付けて考え、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD：Education for Sustainable Development）が提唱されている。東京 2020 大会に向けて、体験的な活動等を取り入れた環境学習を通じて、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、次代を担う子供たちを世界の人々と協調し共存できる持続可能な社会の担い手として育成することも重要である。

さらに、首都直下地震をはじめとした自然災害の発生の脅威など、子供たちを取り巻く環境には、様々な危険が潜んでいることを認識し、いざというときに、「自助」「共助」の精神に基づき、適切に行動するとともに、地域に貢献できる人材となれるように防災教育の一層の充実が求められている。

【施策の内容】

- 小・中学校においては、区市町村教育委員会と連携して、主権者教育、法教育、租税教育、金融・金銭教育等、多様な教育課題に対応した教育を充実させるとともに、中学校における職場体験活動の充実を図り、子供たちの社会的・職業的自立に必要な資質や能力の基礎を培う教育を推進する。

- 高校においては、公民科の各科目や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して、生徒自身がより一層社会との関わりをもち、社会の一員であることを自覚するために、職業意識の醸成を図る。また、公職選挙法の改正等も踏まえ、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、国や社会の様々な問題を自分の問題として捉え、考え、判断することができるよう、主権者教育、社会保障教育、租税教育、金融・金銭教育などを充実させ、自立的社会人としての素養を養う。
- 高校におけるインターンシップや、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを全普通科高校に導入するなど、地域や社会の教育力を活用したキャリア教育を推進し、社会人としての自覚や働く意欲をもち、職業生活の中で自己実現を図ることができる人材を育成する。
- 都立工業高校において、地域企業の求める人材の育成につながる「東京版デュアルシステム」を更に推進していくため、デュアルシステム科の拡充を図るとともに、ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を輩出するため、エンカレッジスクールの追加指定を行う。
- 入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる家庭科や、不足が見込まれる保育人材を育成する家庭科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する福祉科を併せ持った高校を新設する。
- 全ての学校において、東京都が作成した防災ブック「東京防災」や児童・生徒が主体的に防災について調べ、考え、家族と一緒に行動できるための防災ノートを活用した教育を実施するなど、学校と家庭が一体となった防災教育を推進する。
- 全ての高校及び中等教育学校では、引き続き地域の人材等を構成員とする「防災教育推進委員会」を活用し、地域と連携した実践的な防災教育を推進する。また、卒業後も地域社会で「防災リーダー」や「防災ボランティア」として活躍できる人材を育成するため、都立高校防災活動支援隊の活動や救命講習等の受講を促進するとともに、全都立高校、中等教育学校における一泊二日の宿泊防災訓練を引き続き実施する。
- 特別支援学校においては、学校の危機管理体制の強化と児童・生徒の防災意識の向上を図るため、全校での宿泊防災訓練の実施に向けて検討を進め、地域と連携した防災教育を一層推進する。
- 区市町村教育委員会と連携した「安全教育推進校」による実践を通し、安全教育の普及啓発を図るとともに、授業を公開し、「安全教育プログラム」の活用による安全教育の一層の充実を図る。
- 環境学習を計画的・効果的に進め、児童・生徒が環境について学び、行動する契機となるよう、環境教育カリキュラム等を活用した教育の充実を図る。また、持続可能な社会の担い手を育成するため、ユネスコスクールに指定されている学校の優れた指導実践を全都の公立学校に普及させる。

【施策の必要性】

不登校や中途退学の課題に対応するため、これまで学校や教育委員会等において様々な対策を講じてきた結果、都立高校の中途退学者数が減少するなど一定の成果を上げてきたものの、依然として多くの児童・生徒が不登校や中途退学に至っている。不登校の児童・生徒や中途退学者は、学習の機会を失い、社会から孤立しがちになるとともに、将来の進路選択が困難になるなど、深刻な課題を抱える場合が多い。

このため、支援に当たっては、将来の社会的・職業的な自立を目指すとともに、学校や社会とのつながりをもち続けられるようにする必要がある。こうした考えの下、教育委員会や学校の取組の充実を図るとともに、様々な関係機関と連携して対策を講じる必要がある。

【施策の内容】

- 学業不振や友人関係が不登校や中途退学の要因の一つとなっている。不登校や中途退学の未然防止を図るため、習熟度に応じた学習指導や補充指導の実施などにより基礎学力の定着を図る。また、都立高校の定時制課程におけるグループエンカウンターを用いた取組を一層充実するなど、生徒の人間関係づくりを支援する取組を推進する。
- 児童・生徒の抱える様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーを活用して、学校の教育相談体制を充実する。
- 児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行うため、個々の支援計画を作成して組織的に支援するとともに、教育委員会、学校と福祉、医療、労働等の関係機関が連携して支援するための体制づくりを推進する。
- 区市町村において、関係機関との連携体制の構築を推進するため、スクールソーシャルワーカー等を活用した支援チームの設置などの取組を支援する。
- 都教育委員会に、スクールソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設け、都立高校や関係機関と連携して、生徒への進路支援や不登校への対応に取り組むとともに、中途退学者等の就労や再就学に向けた支援も実施する。
- 学校で、支援チームや関係機関との連絡・調整を図るとともに、校内で不登校・中途退学対策を推進する中心的役割を担う教員を指定し、学校の組織的な支援体制を強化する。
- 不登校の児童・生徒が再チャレンジできる教育環境の充実を図るため、区市町村と連携して、教育支援センター（適応指導教室）の指導内容の充実等、機能の強化を推進する。また、高校においては、小・中学校で不登校経験等のある入学希望者がより多く入学できるように、チャレンジスクールを拡充する。
- 都立高校入学後の生徒の進路変更希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、都立高校間における転学が一層活用されるよう、都立高校補欠募集制度について改善を図る。
- フリースクール等民間施設・団体との連携を推進し、多様な支援の充実を図る。
- 進路相談会や就学サポート等を通じて、中途退学者やその保護者等を支援する事業を行っている「青少年リスタートプレイス」等の実績を踏まえ、東京都教育相談センターの相談業務の充実を図る。

【施策の必要性】

幼稚園、保育所等と小学校との環境や指導方法等の違いなどから起きる「小1問題」に適切に対応するために、就学前教育の充実を図るとともに、小学校が連携の核となり、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組の推進が求められる。

一方、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対して、日本語指導を充実させるとともに、就学機会の周知等を行うことは、国際都市東京として果たすべき重要な役割である。

また、外国人生徒に対して、都立高校における入学者選抜や入学後の学校生活に支障が生じないよう教育環境の整備することは、多くの外国企業の誘致や人材の受入れを進めている首都東京として重要であり、引き続き適切な支援を行う必要がある。

【施策の内容】

- 幼稚園や保育所等における就学前教育の質の向上及び小学校を拠点とする就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組を推進する。
- 就学年齢に達した外国人の子供が円滑に就学できるように、区市町村教育委員会と連携し、必要な情報を発信するなどの支援を行う。また、就学した外国人児童・生徒等が学校の環境に適応できるように支援する。
- 高校の入学選抜における在京外国人生徒対象枠については、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適正な募集枠を設定する。